緊急事態条項(国会議員の任期延長)概要

いかなる緊急事態においても国会機能を維持し、権力を統制・分立することが重要であることに鑑み、繰延投票や参議院の緊急集会では対応できないような広範かつ長期にわたる緊急事態に備えて、議員任期の延長等に関する規定を創設する。

5事態の発生

①武力攻撃、②内乱・テロ、③自然災害、④感染症のまん延

+⑤その他これらに**匹敵**する事態



選挙実施困難(広範性・長期性)

選挙の一体性が害されるほどの広範な地域において国政選挙の適 正な実施が70日を超えて困難であることが明らか

- ・参議院の緊急集会との棲み分けの明確化
- ・参議院の緊急集会が衆議院議員の任期満了時にも開催できることを明記



内閣の発議



国会の議決(3分の2以上の多数)

通常の任期(衆議院議員4年·参議院議員6年)の例外を作るものであるため



任期延長・前議員の身分復活

国政選挙が適正に実施されるまでの間、衆議院議員又は参議院議員の任期を延長(上限6カ月・再延長可) _{通常の任期(原則)} へ復

- ・選挙可能時には終了議決(過半数)
- 帰させるものであるため
- ・解散後·任期満了後は、**前議員の身分を復活**させた後に任期を延長

選挙期日特例

解散後40日以内の総選挙実施規定を適用除外

- ・憲法裁判所の関与の必要性のほか、議員任期延長以外の国会機能維持のための措置や、 絶対に制限してはならない人権に係る規定等の条文案については、今国会(令和5年常 会)中に成案を得ることを目指す。
- ・国会機能が維持できない場合に備えた**緊急政令**及び**緊急財政処分**に係る規定についても、 論点を整理し、条文案の作成に向けて、引き続き、検討を進める。

実体的要件

手続

効果

憲法改正原案(イメージ)

第八章の二 緊急事態における国会議員の任期延長

第九十五条の二 期間は、 は参議院議員の通常選挙の適正な実施が七十日を超えて困難であ 体性が害されるほどの広範な地域において衆議院議員の総選挙又 規模なまん延その他これらに匹敵する緊急事態により の議決で定める期間 の選挙を適正に実施することができるまでの間において当該国会 又は通常選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期は ることが明らかとなつたときは、 る社会秩序の混乱 六月を超えることができない。更に延長されるときも 我が国に対する外部からの武力攻撃 地震等による大規模な自然災害 延長される。この場合において 国会の議決により、 その延長の 当該総選挙 内乱等によ 感染症の大 選挙の これら 同 3 2 1

である旨の内閣の発議を受けて、各議院の出席議員の三分の二以②前項の国会の議決は、同項に規定する選挙の適正な実施が困難

上の多数によることを必要とする。

様とする。

解 説・現 行 憲 法

8章の2としている。
更に検討を要する事項の存在を踏まえ、第4章(国会)ではなく、第選挙困難事態における「国会議員の任期延長」規定の新設であるが、

【第1項関係】

- 参議院議員の任期延長ができる規定を設けた。確保が重要であることに鑑み、緊急事態条項として、衆議院議員及び緊急事態においてこそ、国会機能(立法機能・行政監視機能等)の
- 匹敵する緊急事態を規定した。災害、④感染症の大規模まん延の4類型に加えて、⑤これら4類型に緊急事態の類型として、①武力攻撃、②テロ・内乱、③大規模自然
- ていないと考えるからである。であり、それを超える期間を緊急集会で対応することは憲法が想定しの40日+総選挙から特別会召集までの30日)の対応を想定した制度の任期終了から最大でも70日間(衆議院の解散から総選挙実施までの40日+総選挙から特別会召集までの30日)の対応を想定した制度を関連してあることを設けた。これは、参議院の緊急集会が衆議院議員の抵押延長の要件として、国政選挙の適正な実施が「七十日を超えて
- 長期間の上限は、6か月とした。再延長も可能とした。4 具体的な延長期間は、国会の議決により定めることとした。その延

【第2項関係】

とすることとした。のであるため、両院での特別多数(出席議員の3分の2以上)を必要衆議院議員4年・参議院議員6年という議員任期の例外を作り出すもら、内閣が選挙実施困難事態に係る発議を行うこととし、その上で、選挙実施の可否の状況を最も把握しているのは内閣であることか

- の議決があつたときは、当該任期は同項の規定により延長される。は終了していないものとみなす。この場合において、同項の国会は、同項の国会の議決をするため必要な限度において、当該任期院議員の任期が解散又は任期満了により既に終了しているとき
- 日を定めなければならない。つたときは、国会は、直ちに、その議決により当該任期の終了の期総選挙又は通常選挙を適正に実施することができると認めるに至

(5)

衆議院議員又は参議院議員の任期が延長されている間に、

【第3項関係】

衆議院議員又は参議

3

項の国会の議決をする場合において、

ととなる旨を確認的に規定した。長の議決がなされれば、復活した議員は、引き続き身分を保持するこいものとみなす(前議員の身分復活)こととした。その上で、任期延合は、任期延長の議決を行う限りにおいて、当該任期は終了していな解散・任期満了後に、緊急事態により選挙の実施が困難となった場

【第4項関係】

定を適用しないこととした。54条1項に規定されているため、任期が延長されたときは同項の規一衆議院解散後の総選挙の期日は「解散の日から40日以内」と憲法

【第5項関係】

その

- 必要な議員任期の延長がなされないようにした。会の議決により任期の終了期日を定めなければならないこととし、不会の議決により任期の終了期日を定めなければならないこととし、不1 任期が延長された場合でも、選挙が実施可能となった場合には、国
- 段の定めを置かず、両院の出席議員の「過半数」としている。を「原則状態」に復帰させるものであるため、議決要件について、特2(なお、延長した任期の終了のための議決は、議員任期の「例外状態」

○参議院の緊急集会に関する改正(任期満了時における開催の明記)

[参議院の緊急集会]

に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。

国会を召集しなければならない。

③ 前項に規定する場合において、国に緊急の必要があるときは、

任期満了後に総選挙が行われる場合において、国に緊急の必要が

参議院の緊急集会を求めることができる。

衆議院議員の

内閣は

あるときも、同様とする。

〔参議院の緊急集会〕

第五十四条 〔略〕

衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。

2

【第3項関係】

内閣は、

国に緊急の必要があるときは

参議院の緊急集会を求

但

員の任期満了の場合にも開くことができることを明記した。国会議員の任期延長の前提として、参議院の緊急集会は、衆議院議

は、その効力を失ふ。つて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合に③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであ